
第3章

国際経済参入の新たな段階

——WTO加盟から「新世代の自由貿易協定」参加へ——

藤田 麻衣

はじめに

2015年、ベトナムが参加するふたつの自由貿易協定（FTA）が大筋合意に達した。ひとつは、環太平洋パートナーシップ（TPP）、もうひとつは欧州連合（EU）・ベトナムFTA（EVFTA）である。このふたつのFTAには、いくつかの重要な共通点がある。野心的な内容が含まれ、対象範囲が包括的であることに加え、アメリカとEUという大国・地域の主導で、それぞれに新たなFTAのモデルの構築をねらった先端的な取り組みだという点である。ベトナムは、2000年代に入ってから国際経済への参入を本格的に推進してきたが、近年、これらふたつのFTAを「新世代のFTA」と位置づけ、「新世代のFTA」に主体的かつ積極的に参加するという方針を打ち出すに至っている。

1990年代初頭まで国際的に孤立状況にあったベトナムにとって、国際社会への復帰への足掛かりとなったのは、1995年のASEAN加盟であった。本格的な「国際経済参入」に乗り出したのは2000年代に入ってからのものであり、2007年に世界貿易機関（WTO）への加盟を実現させた。このように遅れてグローバル経済に参入してきたベトナムにとって「新世代のFTA」への参加は、極めて野心的な取り組みにみえる。ベトナムがこのような方針を打ち出し、TPPとEVFTAの合意にまでこぎつけることができた背景には、どのような経緯や動機があったのだろうか。また、国際経済参入の深化にともなう国内経済

への影響に備えるため、ベトナムはどのような対応をとってきたのであろうか。

本章では、「新世代のFTA」と位置づけるふたつのFTAに焦点を当てつつ、ベトナムの国際経済参入の新たな局面について考察する。まず、第1節では、WTO加盟以降のベトナム経済の展開を概説し、ベトナムがWTO加盟の成果をどのように評価してきたかを考察する。第2節では、WTO加盟後、国際経済参入が新たな局面に入りつつあることを論じ、新局面を象徴するTPPとEVFTAへの参加の動機や経緯などを分析する。第3節では、国際経済参入にともなう政策対応の変化を考察する。最後に、ベトナムの国際経済参入の進展について検討を加えつつ、結びとする。

第1節 WTO加盟後のベトナム経済

1. ベトナムにとってのWTO加盟——意義と経緯——

ベトナム共産党が国際経済への参入に言及したのは、1996年の第8回党大会でのことである。1995年のASEAN加盟をふまえ、政治報告では「開放的で世界・地域に参入する経済を構築する」との方針が示され、ここで「参入」(hội nhập)の語が初めて用いられた(ĐCSVN 1996, 84-85)。以後、ベトナムの国際経済への参入は段階を追って進められてきた。

ASEANは、ドイモイ後のベトナムが初めて参加した国際的枠組みである。国際社会への復帰を印象づけ、地域への足掛かりを築くという点で意義が大きかった一方、貿易自由化の拘束性は弱く、とくに2000年代初頭までは市場開放促進効果は限定的であった。

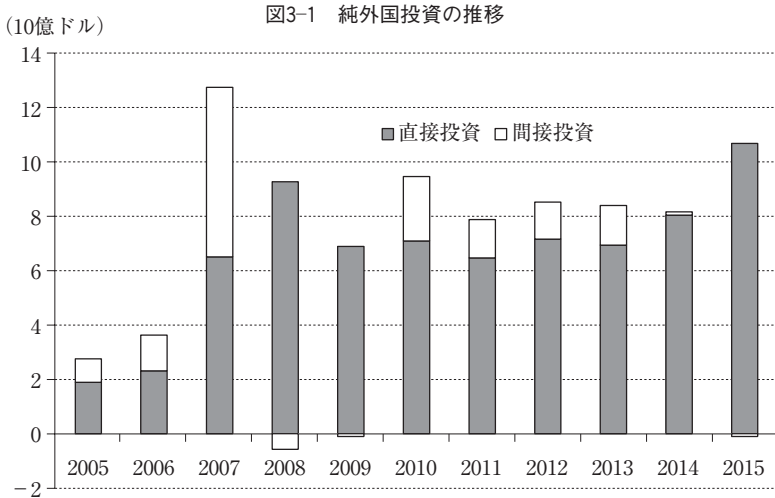
次の重要なステップは、2000年7月に署名され、2001年12月に発効した米越通商協定(BTA)である。その内容は、アメリカがベトナムに対し条件付きで最恵国待遇を付与するかわりに、ベトナムがアメリカに対し市場開放を行うというものである。サービス市場の自由化約束、WTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)を超える知的所有権の規定などを含み、改革の加速や深い統合を促す内容であったことから党政治局内で交渉終了の是非について意見が割れ、合意形成には時間を要した(Manyin 2001, 18)。しか

しながら、アジア通貨危機後の外国投資の低迷や経済改革の遅れへの根強い懸念から、最終的にはBTAの必要性が政治的抵抗を上回り、2000年半ばに署名に至った (Elliott 2012, 194)。

BTAへの署名を経て、2001年4月の第9回党大会では「主体的に国際・地域経済に参入する」(ĐCSVN 2001, 120)と、本格的な国際経済参入の方針が打ち出された。党大会直後の2001年11月には、国際経済参入についての政治局決議第07号が採択された。ここでは、国際経済参入は全人民の事業であり、社会全体の潜在力と資源を発揮する必要があるが、なかでも国家経済が主導的役割を果たすこと、国際経済参入は協力しながら闘争・競争する過程であり、多くの機会とともに少なくない挑戦をとまなうことから、具体的な対象や問題に応じて冷静、慎重かつ柔軟に参入の二面性に対処しなければならないこと、発展途上国や移行経済国に認められている優遇措置を活用しつつ、自国の発展段階に相応しく、かつ、参加する国際経済組織の規定に沿った適切な計画・ロードマップを提示することなどの基本認識が示された。

以後、ベトナムは急速に国際経済参入への傾斜を強めていくこととなる。2004年の第9期第9回中央委員会総会決議では、早期のWTO加盟や超国家集団を中心とする外国直接投資の誘致などの目標が示された。2006年の第10回党大会では、「主体的かつ積極的な国際経済参入」との表現が用いられ、「積極的な」の語が加わったことで国際経済参入をより強力に推進する姿勢を鮮明に打ち出した。この背景には、BTAが大きな成功をもたらしたことがある (Elliott 2012, 207)。BTA発効後、対米輸出が急増し、衣類や靴などの輸出急増を通じて輸出構造の質的高度化も進んだことによって、海外市場へのアクセスが経済成長にもたらすインパクトの大きさが鮮明となり、次なる目標としてのWTO加盟に向けた準備の加速へとつながった。

WTO加盟は、12年という交渉期間、28カ国にのぼる交渉相手国、加盟準備の一環として行われた法制度整備の膨大さ⁽¹⁾、ベトナムが約束した市場開放の幅広さや程度のいずれをとっても、ベトナムがこれまでに参加した二国間・多国間枠組みのなかで突出した存在である。ベトナムがWTO加盟に際して受け入れねばならなかった条件には、加盟承認前のWTO原則に沿った法制度整備、サービス分野の市場開放など極めて厳しいものも含まれていた (藤田 2006)。それでも交渉相手国の監視のもとで法制度整備を行い、既存の公約を



(出所) IMF (various years) より筆者作成。

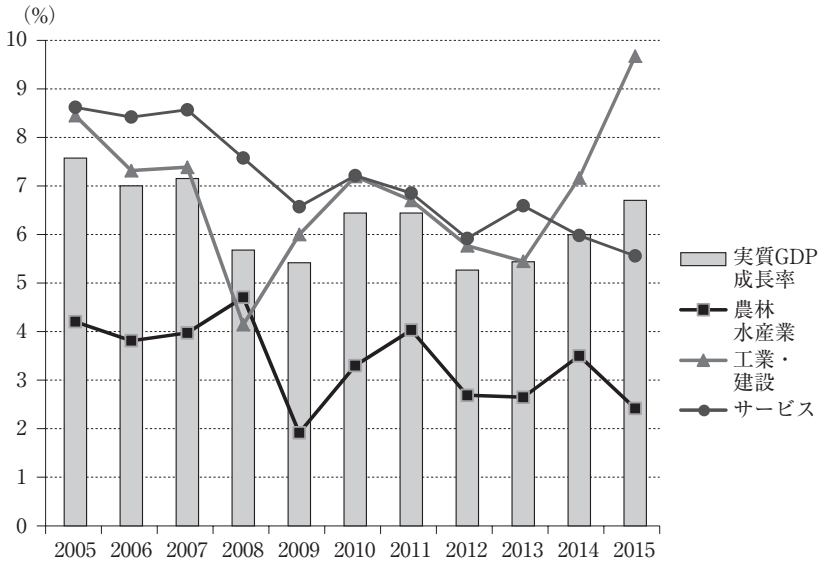
大幅に上回る財・サービス市場の自由化などを約束することで二国間交渉と多国間交渉を終え、2007年1月1日付けでベトナムのWTO加盟が実現した。

2. マクロ経済の不安定化

こうして念願のWTO加盟を遂げたベトナムだが、その後の経済状況は決して明るいものではなかった。2000年代に入ってから、ベトナムはインフレを抑制しつつ成長を加速させてきたが、WTO加盟直後の2007年末からじわじわと消費者物価指数(CPI)が上昇を始めた。その最大の要因は、海外からの巨額の投資資金の流入であった。図3-1が示すように、2007年には巨額の海外投資が流入し、とりわけ証券市場ブームを背景とした間接投資の流入は過去に例がない規模であった。過剰な資金の流入によって不動産や金融・証券への投資や消費が過熱したことに加え、政府による不胎化政策がとられなかったことも相まって、CPI上昇率は2008年半ばには年率30%近くに達した。経済の過熱とともに貿易赤字も拡大し⁽²⁾、ドン相場の下落も続いた。

2008年後半以降は、リーマン・ショックに端を発する世界的不況の影響でベトナム経済は深刻な停滞に陥った。実質GDP成長率は2007年の7.13%から

図3-2 実質 GDP 成長率の推移



(出所) GSO (various years) より筆者作成。

(注) 2010年を基準年とする固定基準年方式。2015年の値は速報値。

2008年には5.66%まで低下し、とりわけ2000年代に入ってから成長を牽引してきた工業・建設の落ち込みが目立った(図3-2)。2009年以降も、政府が景気浮揚のための需要刺激に動くといフれが加速し、引き締めになると経済の停滞を招くというサイクルが繰り返され、経済成長とマクロ経済の安定の両立は困難な状況が続いた。

このようなマクロ経済の不安定化の背景のひとつとして、ベトナム経済の開放度が高まったにもかかわらず、外的ショックへの対応能力が不十分であったことが指摘できる。上述のように、膨大な投資資金の流入に対し不胎化政策がとられなかったことがインフレを助長し、インフレの加速への対応としての財政・金融の引き締めの遅れが事態をいっそう深刻化させた。しかしながら、マクロ経済の不安定化の根本的な原因は、国有企業の無謀な多角化や経営の失敗、脆弱な国内民間企業、非効率で無駄の多い公共投資といった国内の構造的問題にあった。2011年の第11回党大会以降には、成長の「質」の向上に向けた経済成長モデルの刷新の必要性が打ち出され、国有企業、金融セクター、公共投

資の再編を柱とする経済構造再編が重点的な課題となり、対策が講じられるに至っている。

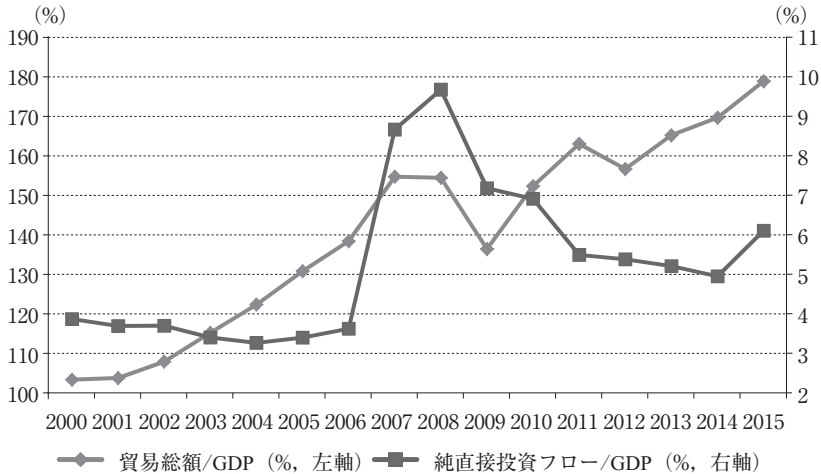
3. 輸出に牽引された回復と外資のプレゼンスの高まり

2013年以降、マクロ経済の不安定化は収束に向かいつつある。GDP成長率は2012年を底として緩やかな回復に転じた。2015年には、世界的な資源価格の低迷による低インフレの維持に助けられたという側面はあったものの、CPI上昇率を0.6%に抑えつつ6.68%の経済成長が達成された(石塚・藤田2016)。

回復の重要な牽引役となったのは輸出、そしてそれを支えた外国投資である。国内投資と消費がともに低迷し、成長率が落ち込んでいた2012年前後において、唯一の明るい材料は輸出の拡大、とりわけサムスン電子による携帯電話輸出の急増であった。同社が携帯電話の生産拠点の中国からベトナムへの移転を進め、ベトナムを世界市場に向けた輸出拠点としたことは、ベトナムの輸出構造を数年のうちに転換させるほどのインパクトをもった。輸出総額に占める電気機器・部品(HS85)の比率は、2010年時点では9.8%にすぎなかったが、2015年には29.3%にも達し⁽³⁾、縫製品を抜いて最大の輸出品目となった。輸出の急増は貿易赤字の是正にもつながり、2012年からの3年間は、1991年以来の貿易黒字が達成された。

回復途上にあるベトナム経済には、WTO加盟以前と比べて、貿易と外国投資の役割の高まりという変化がみられる。図3-3は、貿易総額(輸出と輸入の合計)と純直接投資フローの対GDP比率の推移を示したものである。貿易総額の対GDP比はほぼ一貫して上昇傾向にあり、2015年には179%にも及んでいる。これは、同年に世界銀行のデータが存在する179カ国中7番目に高い。ベトナムの水準を上回る国々は、香港やシンガポールのような中継貿易国、ルクセンブルクやアイルランドのように高度に国際化された小国がほとんどで、ベトナムのような低位中所得国は皆無である⁽⁴⁾。純直接投資フローの対GDP比率についてみると、2007~2008年の急上昇は一時的現象に終わり、その後低下したものの2015年には再度上昇に転じ、WTO加盟以前と比べると約5割増しの水準となった。以上のデータからは、ベトナムでは経済規模に比して貿易や外国直接投資に依存する度合いが急速に高まっており、とくに貿易依存度は世界

図3-3 貿易および直接投資への依存度



(出所) World Bank, World Bank Open Data (<http://data.worldbank.org/>) より筆者作成。

的にみても極めて高い水準に達していることがわかる。

ベトナム経済における外資企業の役割をみると、GDPに占める外資企業の比率は2005年の17%から2014年には20%へ微増にとどまっているものの、工業生産に占める比率は2011年時点で4割近くに達したほか、輸出に占める比率は2015年には7割を超えた(GSO various years)。経済全体に占める役割はいまだ限られているが、輸出などでは主導的役割を担うに至っていることがわかる。

4. WTO加盟に対する評価

以上のような経緯をふまえ、ベトナムはWTO加盟の成果をどのように評価しているのであろうか。ベトナムがWTO加盟を含めた国際経済参入の成果を積極的にとらえていることは、次節で取り上げる党・政府の文書からうかがわれる⁽⁵⁾ものの、文書の性格上、詳細な分析にもとづいた評価とはいえない。加盟後の経済状況の分析としては、イギリス国際開発省(DFID)とオーストラリア国際開発庁(AusAID)によるWTO加盟後の発展支援プログラム(Beyond

WTO)のもと、計画投資省傘下の中央経済管理研究所が作成した報告書(CIEM 2013)が加盟後5年の状況について総括的な評価を行っている。ここでは幅広い分野が取り上げられており、輸出と直接投資については加盟が積極的な効果をもたらしたと評価されているものの、労働・雇用、貧困削減、保健、環境などでは加盟の影響について間接的にしか言及がない。全体としてWTO加盟の影響の評価が明確に示されているとは言いがたい。

加盟後の経済状況全般をみれば、マクロ経済の不安定化には見舞われたものの、危機は回避され、緩やかな回復軌道に乗ったことは注目に値しよう。当初の政策対応の不備が問題の深刻化につながったとはいえ、以後、状況が改善したことは、政府の対応能力の向上の現れとみることができる。

また、外資のプレゼンスは上昇したとはいえ、その傾向がもっとも顕著なのは輸出向け製造業であり、既存企業の淘汰というよりは、従来は存在しなかった新たな産業の成長という要素が強い。大規模な国有企業が集中する資源開発、電力、金融、通信などの分野では、外資の参入があまり進んでいないか、参入があったとしても株式化された国有企業への限定的な出資に限られるかのいずれかである。少なくとも2015年頃までの状況をみるかぎり、懸念材料であった既存企業の急激な淘汰は生じておらず、国内経済への深刻な影響は回避されていると総括できる。

第2節 国際経済参入の新たな段階

本節では、ベトナムの国際経済参入がWTO加盟を経て新たな段階に入りつつあることを論じる。まず、国際経済参入の位置づけの変化について検討し、続いて、国際経済参入の方針そのものにも変化が生じてきていることを指摘する。最後に、新たな段階を象徴するTPPとEVFTAへの参加について考察する。

1. 「国際経済参入」から「国際参入」へ

新たな段階におけるもっとも基本的な変化は、経済のみを対象とした「国際経済参入」から、政治、国防・安全保障、社会、文化面までを含めた包括的な

「国際参入」への移行である。

2011年の第11回党大会では、「国際経済参入」にかわり「国際参入」の表現が用いられた。政治報告では「対外活動を一体的かつ全面的に展開し、主体的かつ積極的に国際参入を行う」との全体的方針が示され、そのなかに貿易・投資の拡大や国際協力枠組みの開拓といった国際経済参入の取り組みが位置づけられた（DCSVN 2011, 235-236）。

国際参入の具体的な方針については、2013年4月に採択された国際参入についての政治局決議第22号により明確に示されている。まず、2001年の第9回党大会以来の国際経済参入の方針について、経済・社会発展への重要な貢献や総合的国力の向上などの成果をもたらした一方で、経済発展の質、効率、持続可能性の向上、国防の強化、政治安全保障や秩序、社会の安全の維持の要請などと強固に関連づけられず、各活動は一体的に展開されてこなかったこと、国防・安全保障についての国際協力は十分に行われず、国際経済参入と結びつけられてこなかったことなどの問題があったとの認識が示された。そのうえで、国際参入の目的は、平和な環境を堅固にし、急速かつ持続可能な形で国を發展させ、独立、主権、統一、領土保全を維持し、祖国の堅固な防衛に資する国際的条件を最大限に活用することであり、主体的かつ積極的な国際参入は党の主要な戦略的方向であるとの方針が提示された。

経済分野の国際参入とその他の分野の国際参入の関係については、経済参入が中心にあり、その他の分野における参入は経済参入のために有利な条件を創出するとともに、経済発展、国防、安全保障の強化、民族文化の特色の發揮、文化・社会発展の促進に積極的な貢献をなすべきであるとしている。

また、国際参入は全国民の事業であり、協力しながら闘争・競争するプロセスであるとの基本的認識については、2001年の政治局決議第07号（第1節参照）をおおむね踏襲する一方、国際公約の遵守と並行して国際的な規則の構築に主体的・積極的に参加すること、相互利益の原則に立って協力のイニシアティブやメカニズムを主体的に提案することなどを基本方針として掲げている。このことから、国際的なルールの構築や秩序の形成に能動的に関与していこうとする姿勢がうかがわれる。

2. 国際経済参入の新たな局面——単独による先端的FTAへの参加——

こうして国際経済参入は包括的な「国際参入」のなかで中心的位置を与えられるに至ったが、同時に、国際経済参入の方針にも変化が生じている。

第1節で述べたWTO加盟までのベトナムの国際経済参入は、ふたつの流れとして理解できる。第1に、ASEANを基盤とした取り組みである。ベトナムはASEAN加盟と同時に域内貿易自由化の枠組みに参加し、ASEANの経済統合の進展に対応するとともに、ASEANを基盤とする数々のFTAにも参加してきた(表3-1)。国際通商協定への参加の経験が乏しかった2000年代初頭までのベトナムにとっては、ASEANの一員となることによって数々のFTAへの参加が可能になったという側面が大きかったと思われる。

第2に、世界の大多数の国々と比べて不利な条件にあった自らの立場を是正するための取り組みであり、BTAの締結とWTO加盟が該当する。前者にはアメリカの最恵国待遇を獲得することで、後者には多くの国々が加盟するWTOの一員になることによって、世界の大多数の国々と対等な競争の場に立つという意味合いがあった。しかし、第1節でみたように、いずれも市場開放や国際的ルールに沿った制度構築という多大な負担をとまうものであった。

これに対し、2008年頃から徐々に現れ、2012～2013年以降に顕著になった新たな傾向として、次の2点が挙げられる。ひとつは、単独でのFTAへの参加である。日越経済連携協定(EPA)の交渉開始は2006年と早いですが、それ以外の単独でのFTAの交渉開始は2008年以降であり、とくに2012～2013年以降に集中している(表3-1)。日本や韓国のようにASEANとのFTAやEPAを締結している国々であっても、二国間FTAやEPAを交渉し、締結する例もみられる。

第2に、世界の大国や主要地域が主導し、野心的な合意内容、対象範囲の包括性、新たなFTAのモデル構築などの点から先端的取り組みとして位置づけられるFTAへの積極的な参加である。上述の政治局決議第22号は、総体的な計画、合理的で国家の利益と能力に見合ったロードマップに沿って重要な経済・通商パートナーとの自由貿易地域に参加する戦略を構築し、展開するとしており、これら先端的なFTAに積極的に参加する方針ととらえられる。第12回党大会はさらに踏み込んで、本章の冒頭で言及した「新世代のFTA」への主体的

表3-1 ベトナムが参加する自由貿易協定

(1) ASEANを基盤とするもの

FTA	交渉・発効状況
ASEAN自由貿易地域 (AFTA) をめぐる協定	1995年ベトナム加盟, 共通効果特惠関税 (CEPT) スキームにも参加。2010年に発効したASEAN物品貿易協定 (ATIGA) に受け継がれる。
ASEAN・中国FTA	2005年発効。
ASEAN・韓国FTA	2007年発効。
日・ASEAN包括的経済連携協定 (EPA)	2008年発効。
ASEAN・オーストラリア・ニュージーランドFTA	2010年発効。
ASEAN・インドFTA	2010年発効。
東アジア地域包括的経済連携 (RCEP)	2013年交渉開始。

(2) ベトナム単独によるもの

FTA	交渉・発効状況
日越経済連携協定 (EPA)	2006年交渉開始, 2008年署名, 2009年発効。
ベトナム・チリFTA	2008年交渉開始, 2011年交渉終了, 2014年発効。
ベトナム・韓国FTA	2012年交渉開始, 2015年署名・発効。
ベトナム・ユーラシア経済連合FTA	2013年交渉開始, 2015年調印, 2016年10月発効予定。
環太平洋パートナーシップ (TPP)	2010年ベトナム交渉参加, 2015年大筋合意, 2016年調印。
欧州連合 (EU)・ベトナムFTA (EVFTA)	2012年交渉開始, 2015年調印。
ベトナム・欧州自由貿易連合 (EFTA) FTA	2012年交渉開始。

(出所) ベトナム商工会議所 (VCCI) WTOセンターのウェブサイトなどに基づき筆者作成。

(注) 交渉状況は、2016年8月現在。

かつ積極的な参加という方針を掲げるに至った。

「新世代のFTA」の具体的な内容については、第12回党大会の文献には言及がないが、党大会後の2016年2月16日付けで政府ウェブサイト公表された

グエン・タン・ズン首相（当時）の論説が明らかにしている。そこでは、TPPとEVFTAは包括的で利害のバランスがとれた通商協定であり、深く広い財・サービス市場および投資の開放、高度な知的所有権の保護などの公約をとまなうことに加え、環境や労働などの貿易に関連する分野についても規定を含むという点において「新世代のFTA」と呼ぶにふさわしいとの認識が示されている。さらに、発展途上国であるにもかかわらずベトナムが新世代のFTAへの参加を主体的に決定したことは、党・国家の政治的本領と鋭い思想、時代のビジョンを示すものだと論じられている⁽⁶⁾。

3. TPPとEVFTA

本項では、ベトナムが「新世代のFTA」の代表と位置づけるTPPとEVFTAについて詳しくみていくこととする。

(1) FTAとしての特徴とベトナムの参加の経緯

TPPは、財のみならずサービスや投資をも対象とした高水準の自由化を掲げるとともに、WTOには規定がないものの、知的財産、金融サービス、電子商取引のように国境を越えたサプライチェーンの構築に重要な分野、労働や環境など貿易との関連が議論されてきた分野についての国際的なルール構築をめざした「21世紀型のFTA」と位置づけられる。

その前身は、2005年にブルネイ、シンガポール、チリ、ニュージーランドによって署名された環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement, 通称Pacific 4ないしP4）である。高成長するアジア太平洋地域の貿易・投資枠組みへの関与に関心を示していたアメリカは、2008年、P4の既存参加国および潜在的参加国としてオーストラリア、ペルー、ベトナムとの交渉を行う意図を表明した（Fergusson and Vaughn 2009, 3）。アメリカとしては、P4のFTAとしての質の高さに注目し、質の高い自由貿易圏をアジア太平洋地域に広げる戦略の基礎としてP4を活用しようとするねらいがあったとされる（片田2015）。

ベトナムは、アメリカからの「招待」を受け、2009年初めにTPPへの参加を決定したとしている⁽⁷⁾。2010年3月の第1回会合からオブザーバーとして参

加し、3回の会合を経た同年10月、チェット大統領が横浜でのアジア太平洋経済協力（APEC）会合で正式参加を宣言した。

TPPの参加国12カ国のなかでベトナムは唯一の低位中所得国であり、突出して発展段階が低い⁽⁸⁾。TPPの発展途上国の取り込みについては、質の高いFTAの実現への障害となる可能性も考慮されたものと考えられる。それにもかかわらずベトナムが招待された理由について、ベトナムのTPP首席交渉官を務めたチャン・クオック・カイン工商省次官は、積極的なドイモイ路線推進と国際公約の実施の実績、人口規模の大きさと高い経済成長率に加え、TPP側にも発展途上国を取り込んだ実績をつくることによって、将来の発展途上国への拡大の可能性を開きたいという動機があったとの認識を示している⁽⁹⁾。

EVFTAの交渉開始の経緯は次のとおりである。EUは2007年からASEANとのFTA交渉を行ってきた。しかしながら、交渉の進展は芳しくなく、2009年3月、双方は交渉を中断することで合意し、EUは包括的FTAの締結に関心をもつASEAN加盟国と個別に二国間FTAの交渉を行う方針に切り替えた。EUは2010年にシンガポール、マレーシアとそれぞれ二国間FTA交渉を開始し、2012年にベトナム、2013年にタイとそれぞれ二国間FTAの交渉に入ることを発表した。これら4カ国のうち、シンガポールに次いで2番目にFTAの合意・調印に至ったのがベトナムであった。

EVFTAについて、EU側の首席交渉官は「EUが中所得国と締結したFTAのなかでもっとも野心的かつ包括的なFTAであり、EUによる新興国との関与に新たなベンチマークを設置するものである⁽¹⁰⁾」と述べている。ただし、その先端性の具体的内容はTPPとはやや異なっており、先進国を中心とした高度な枠組みに発展途上国を取り込むというよりも、経済成長、社会発展、環境保護を柱とする発展途上国の持続可能な発展の促進に重点がおかれている⁽¹¹⁾。

EUにとって、ベトナムはASEAN諸国のなかでも重要なパートナーとして位置づけられている。EUとの貿易総額では、ベトナムは2013年までASEAN諸国のなかでシンガポール、マレーシア、タイ、インドネシアに次ぐ第5位であったが、2014年にインドネシアを抜いて第4位となり、2015年には、ベトナムからEUへのオフィス機器や通信機器の輸出の急増を背景として、シンガポールに次ぐ第2位へと浮上した⁽¹²⁾。ベトナムがASEAN・EUのFTA交渉においてASEAN側のコーディネーターを担い、2012年からはASEANの対EU関係の

コーディネーターを務めてきた⁽¹³⁾ ことから、EUにとってのベトナムの重要性がうかがわれる。

(2) ベトナムの参加の動機

ベトナム側のTPPおよびEVFTAへの参加の動機は、次のように整理できる。第1は、貿易と外国投資の促進である。ベトナムでは2007年頃から中国との貿易赤字が深刻化し、輸出拡大が急務となっていた。ベトナムは最大の輸出市場であるアメリカとEUとはFTAを締結しておらず、これがベトナムをTPPおよびEVFTAへの参加に駆り立てたひとつの要因であったと考えられる。2013年時点でのベトナムのFTAカバー率は、輸入で72%に達していたのに対し、輸出では44%にすぎなかった。TPPとEVFTAへの参加によって、FTAカバー率は輸入で84%と微増するのみだが、輸出では83%へと大きく跳ね上がる⁽¹⁴⁾ ことは、ベトナムにとってのこれらふたつのFTAの重要性を示している。

近年のベトナムの主要輸出品目は、電子製品、縫製品、靴などである。縫製品や靴などについては、アメリカやEUの関税の引き下げによる輸出の拡大が期待される。電子製品には関税はほとんど課されていないが、多国籍企業のサプライチェーン構築を促進するTPPへの参加により、さらなる輸出の拡大が期待できる。

第2に、国内経済改革の推進である。ベトナムは2005年前後、「WTO加盟交渉上の必要性」という論法を用いて法制度整備などを加速させた実績がある(藤田2006)。TPPやEVFTAへの参加についても、自らが推進する近代的市場経済の制度の完成や経済成長モデルの刷新に資するとの認識が示されている⁽¹⁵⁾。ただしこれは、交渉相手からの改革や制度構築の要求をベトナムが手放して受け入れようとしてきたという意味ではない。ベトナムが交渉過程において各国の経済発展の状況に見合ったロードマップが認められるべきだという主張を繰り返してきた⁽¹⁶⁾ ことから、自らの意図を超えた改革や自由化は回避したいという意図がうかがわれる。

第3に、経済的要因のみならず、外交的・政治的要因も見逃せない。この意味で、TPPやEVFTAへの参加は包括的な「国際参入」という新たな方針の反映とみることができる。とくにTPPについては、経済的要因はむしろ「従」であり、政治的・戦略的要因の方が「主」であるとの見方もある(Truong-Minh Vu

and Nguyen Nhat-Anh 2014)。2009年頃から、南シナ海の領有をめぐる中国との衝突が目立ち始め、2014年には中国によるオイルリグ（石油の掘削装置）設置を契機とする大規模デモが勃発して一気に緊張が高まった。他方、アメリカとの関係は、2013年の全面的パートナーシップの確立、2015年のグエン・フー・チョン書記長のアメリカ訪問などを節目として緊密化しつつあり、アメリカが主導するTPPへの参加もこの流れのなかでとらえられるとされる。

EUについても、通商関係にとどまらない広範な関係構築が進みつつある。2012年6月、ベトナムとEUは包括的パートナーシップ・協力枠組み協定（PCA）に調印した。これは、FTAとあわせてベトナム・EU間の成熟した包括的な政治的パートナーシップの形成に向けた重要なステップとされている⁽¹⁷⁾。

なお、発展途上国であり国際経済参入の歴史が浅いベトナムが、野心的かつ先端的なFTAへの参加に踏み切ることができた背景として、WTO加盟の経験の役割を見逃すことはできない。12年にわたる困難な交渉をまとめあげたという自信や、乏しかった通商交渉人材がWTO加盟交渉を通じて育ててきたことは、TPPやEVFTAへの参加の基盤となったと思われる。さらにTPPに関しては、ベトナムが交渉途中からではなく当初からの交渉参加にこだわった背景として、既存の加盟国が定めた原則に従うことをなかば一方的に要請されたWTO加盟交渉の経験をふまえ、主体的に交渉に参加したいという意図があったとされる⁽¹⁸⁾。ただし、TPPやEVFTAは労働や環境などの新分野をも対象とした点などでWTO加盟交渉とはちがいがあり、ベトナムは新たな対応を求められることとなった。

（3）交渉の焦点

TPPは2016年2月、EVFTAは2015年12月の署名の後、協定全文が公開された。両FTAは広範な分野を対象とする包括的FTAであるため、限られた紙幅で合意内容の全貌を紹介することは困難である。以下では、ベトナムの主要関心分野においてふたつの協定がどのような内容で合意したのかを比較、考察する。交渉の開始ではTPPが先行したものの、交渉はほぼ並行して行われ、わずか数カ月の差で大筋合意、署名に至った。双方の合意内容を比較することで、ベトナムにとっての交渉の焦点を浮き上がらせることを試みたい。

ベトナムの最大のねらいである輸出市場へのアクセスについては、次のよ

うな改善が約束された。TPPでは、最大の輸出市場であるアメリカは発効後10年以内に一部の関税割当の対象となる品目を除き関税を撤廃することを約束した。とくに繊維・縫製品については、発効後直ちにタリフライン（税率表に掲載される詳細な品目分類）の73.1%に対し関税を撤廃し、発効後5年後までにさらに7%について関税を撤廃することが約束された。EVFTAのもとでは、EUは発効後直ちにタリフラインの85.6%（ベトナムのEUへの輸出の70.3%に相当）、発効後7年以内にタリフラインの99.2%（同99.7%）に対し関税を撤廃することが約束された（Bộ công thương và MUTRAP 2016, 31）。繊維・縫製品については、発効後直ちにタリフラインの42.5%、発効後7年以内にすべてのタリフラインに対し関税が撤廃されることとなっている（Bộ công thương và MUTRAP 2016, 92）。

ただし、ベトナムの繊維・縫製品がTPPやEVFTAの恩恵を受けるためには、各協定に定められた原産地規則を満たさねばならない。縫製品の生産には、①糸を紡ぐ、②布を織る、③裁断・縫製、という3つの工程があり、原産地規則をめぐる交渉では、どの工程が域内で行われることが原産資格付与の要件となるかが焦点となる。ベトナムは、縫製品の輸出を拡大する一方、原料である繊維は中国などからの輸入品に依存してきたことから、厳格な原産地規則の適用には反対してきた。しかしながら、TPPでは、域内での供給が不足する原料については例外を認めつつも、3つの工程を域内で行うことを求める厳格な原産地規則（ヤーンフォーワード・ルール）が適用されることとなった。これに対しEVFTAでは、2工程のみが域内で行われることが求められ、EUとベトナムの双方がFTAを締結している国⁽¹⁹⁾からの輸入原料も域内産として認定されるという点において、より寛容かつ柔軟な内容となっている。ただし両FTAとも、裁断・縫製・仕上げのみを国内で行うという、現時点のベトナムにおいて主流の生産形態では域内原産と認定しないという点では共通しており、ベトナムの繊維・縫製業は新たな対応を迫られることとなる。

ベトナムの財・サービス市場の自由化については、WTO加盟時の公約で自由化が制限された分野について、どの程度の追加的自由化が認められるかが焦点となり、交渉相手国の関心分野のいくつかにおいて、ベトナムは譲歩を余儀なくされた。たとえば自動車については、WTO加盟公約では一部の例外を除き70%までの関税引き下げしか約束されなかったが、TPPでは3000cc超の自動車については発効後10年目、3000cc以下の乗用車については発効後13年目

の関税撤廃が約束された。EVFTAでは、それぞれ発効後9年目、10年目の関税撤廃が約束された。小売業については、WTO加盟公約では、外資企業による2店舗目以降の店舗開設は経済需要テストにもとづき許可されることが規定され、小売業における外国投資の障害となっていたが、TPPとEVFTAのもとでは発効後5年目の経済需要テストの撤廃が約束された。

従来のFTAでは扱われてこなかったが、TPPやEVFTAで新たに盛り込まれた分野としては、労働、国有企業、環境などがある。労働については、TPPとEVFTAはともに、国際労働機関（ILO）が1998年に採択した宣言にもとづく労働者の諸権利を採択ないし実施することを定めた⁽²⁰⁾。さらにTPP交渉においては、ベトナムとアメリカは「貿易と労働関係の向上のための計画」に署名し、ここでベトナムは労働者組織（労働組合）の設立や活動にかかわる要件を緩和することを約束した。これは、ベトナム総労働連合傘下の労働組合のみを公式に認めてきたベトナムにとって、政治的にセンシティブな規定である。

国有企業については、TPPとEVFTAはともに、国有企業が商業的考慮にもとづいて財・サービスの売買を行うこと、他締約国の企業や物品・サービスに対する無差別待遇を付与することを定めている。これらの規定に加え、TPPは締約国の政府による国有企業に対する非商業的支援、および国有企業による他の国有企業に対する非商業的支援に対する規制を含む一方、EVFTAは、締約国の規制主体が規制の対象となるすべての企業を偏りなく処遇することを求める規制の中立性に関する条項を設けている。ただし、いずれの協定においても幅広い一般適用除外が認められているほか、各国別の留保対象も規定されており、ベトナムは多くの大規模国有企業を留保対象に含めている。

（4）大筋合意後の動き

TPPについては、2015年10月5日、アトランタでの閣僚会議の後、交渉が大筋合意に達したことが発表された。それからほどなくして、交渉を指揮した工商省は同省ウェブサイトにてTPPのページを開設し、協定全文のベトナム語版とあわせて、「TPP協定——機会、挑戦と戦略的解決——」と題した全体的総括とベトナムにとって関心が高い8分野（貿易救済、原産地規則、繊維、労働、国有企業、競争政策、環境、漁業補助金と資源保全）について合意内容の概要を紹介する文書を公表した。

2016年1月、第11期中央委員会第14回総会は、TPP協定への署名に賛成し、国会における審議と批准に向けた準備作業の指導を政治局に委ねることを決定した。その翌月、2016年2月4日にニュージーランドでTPP協定への署名が行われた。署名後、政府は2016年7月の第14期第1回国会でTPPの批准の審議を行うという目標とともに、グエン・スアン・フック首相の指導のもと、各分野における法制度への影響について検討を行うことを発表した。法制度見直しの中心的役割を担う司法省は、2016年5月、10の法律を含む34の法規文書の改正が必要となること、もっとも多くの改正が必要になるのは知的財産権と労働の2分野であることを発表した⁽²¹⁾。

ところが、7月の第1回国会での批准の審議は見送られた。これは、アメリカの大統領選挙で共和党・民主党ともにTPPに反対の立場をとる候補者が指名される可能性が浮上した時期と重なる。さらに10月の第2回国会での審議も見送られ、フック首相は、国内外の情勢に応じて国会における審議・批准のタイミングを注意深く検討するよう指示したと伝えられている。11月、TPPからの離脱の意向を表明していたドナルド・トランプ候補が次期アメリカ大統領に決定したことによって、TPP実現の見通しは極めて厳しいものとなった。フック首相は11月の国会において、アメリカがTPPに参加しないためベトナムにはTPPに参加する根拠がないが、TPP参加の有無にかかわらずベトナムは深く国際参入を進めることには変わりなく、既存のFTAを含む他の枠組みを通じて参入を進める方針であると述べた⁽²²⁾。

EVFTAは、2015年8月4日に大筋合意に達し、同年12月2日にベルギーで協定への署名がなされた。EUは2016年2月1日に協定全文を公開し、ベトナム側も工商省のウェブサイトにはEVFTAのページを開設したが、合意内容についての簡単な紹介のほか、協定全文の英語版が掲載されているのみである。署名の時点では、ベトナムとEU双方が協定を早期に批准し、2018年初の発効をめざす方針で一致したとの発表がなされている。

第3節 国際経済参入の深化にともなう政策の対応

国際経済参入の任務は通商協定の交渉にとどまらない。国際公約の実施に加

え、国際経済参入のプラスの効果を拡大しつつ悪影響を軽減するためには、交渉プロセスのなかで、また、協定などの実施にあたって適切な対応をとることが肝要となる。本節では、WTO加盟から新世代のFTAへの参加へと国際経済参入が深化するなかで、政府の対応にどのような変化が生じてきているのかを考察する。

1. WTO加盟まで——限られた政策対応——

第1節で言及したように、2000年7月のBTAの署名にあたっては党中央において深い統合への異論が出たことで、合意形成が遅れた。主要な反対勢力のひとつは、閉鎖経済の恩恵を受けるベトナム企業であった (Elliott 2012, 195)。

しかし、BTAへの署名の決定がなされたのち、国内産業や企業への影響に備えるための対策が講じられたかという点、そうではなかった。BTAはベトナム初の本格的な通商協定であり、影響に備えるための政策の立案や実施を行う経験が乏しかったためだと考えられる。また現実には、BTAの発効後に生じたのは負の影響ではなく、おおかたの予想をはるかに超える輸出と外国投資の伸びであった。対米輸出に課されてきた高関税が引き下げられると、わずか数年のうちに縫製や靴などの輸出が飛躍的に拡大し、非熟練労働のインフォーマルセクターからフォーマルセクターへのシフトが生じた (Fukase 2013)。このことから、BTAの影響はほぼ即時に、また政策介入などを要することなくなれば自動的に生じたといつてよい。他方、危惧されていたアメリカ製品の流入やアメリカ企業の進出が急激に進むことはなかった。

これに対し、WTO加盟に際しては、影響に備えるため広範な政策が打ち出された。交渉を通じてベトナム側の知識が蓄積されてきたことに加え、WTO加盟後の展望はBTAのように楽観視できないことが交渉の過程から明らかであったためであろう。加盟発効直後の2007年1月に開かれた第10期第4回中央委員会総会では、WTO加盟をふまえての「経済の迅速かつ持続可能な発展のための重要な方針と政策」についての決議が採択された。ここでは、WTO加盟は輸出・貿易拡大などの機会のみならず国内外での競争圧力の増大などの挑戦をももたらすとの認識に立ち、WTOについての幅広い周知、WTO原則に沿った法体系や経済制度の改善、行政改革の推進、国家・企業・製品の競争力の

向上などの施策が示された。

2. WTO加盟後の対応の変化

このように、国際経済参入の影響に備えるための本格的な対応がとられたのは、WTO加盟に際してのことであった。しかしながら、WTO加盟前後の対応には問題も少なくなく、以後、徐々に問題が是正されてきた。以下では、(1) 国際通商協定への参加にあたっての企業との協議、(2) 企業間の平等な競争環境の整備、というふたつの側面に焦点を当て、WTO加盟前後に生じた問題と以後の対応の変化を考察する。

(1) 国際通商協定への参加にあたっての企業との協議

国際通商協定を交渉するのは政府だが、協定の直接の影響を受けるのは企業や消費者であり、とくに企業への影響は甚大である。国際通商協定から得られる経済的効果を最大化するためには、交渉過程で企業の実態やニーズをふまえた交渉戦略をとるとともに、可能な範囲で交渉状況を企業にフィードバックすることによって、企業側の準備を促すことが肝要である。

WTO加盟交渉の過程では、企業との協議の機会は限られていた。WTO加盟は党・政府のトップダウンの方針として決定されたことから、その是非が国内のステークホルダーを巻き込んだ議論になることはなかった。WTO加盟交渉過程では、交渉相手国から提示された要求内容や交渉状況を関連国家機関や企業などにフィードバックし、必要に応じて説得にあたることによって対外交渉と国内調整の連携が図られてきたものの(藤田2006)、調整の対象は一部の国有企業や国有企業を中心とする企業協会(業界団体)に限られていた。

WTO加盟後、ベトナム商工会議所(VCCI)はベトナムの国際経済参入に際しての企業への支援を強化していった。その活動は、WTO加盟公約についての情報提供に始まり、国際通商協定の参加にあたって企業との協議を求める政府への働きかけへと発展していった。このような流れを背景に、2012年、国際通商協定への参加に際しての企業との協議の手続きを定めた首相決定第06号が採択された。ここでは、フィージビリティ・スタディ(F/S)の段階、交渉段階のそれぞれにおいて、交渉主管機関には情報提供、方針の公表、企業が

らの意見の聴取および研究を行う権限と責任があること、企業には交渉主管機関に直接ないしVCCIを通じて意見を表明する権利があること、VCCIは企業の意見をとりまとめる仲介者としての役割を果たすことが定められた。

首相決定第06号が採択されたのはTPP交渉のさなかであり、EVFTAの交渉開始の直前であった。同決定を追い風として、VCCIはTPPおよびEVFTAの交渉に関する積極的な意見表明を行った。TPPについては厳しい守秘義務があったことから、交渉所管機関からの情報提供は限られていたものの、VCCIは独自の情報収集と企業および企業協会を対象とした意見聴取を行い、交渉全般および分野ごとの方針について建議書を取りまとめ、提出している。

仲介者としてのVCCIには、直接の意見表明を行うことが難しい民間中小企業の意見の吸い上げという役割が期待されていると思われるが、実際にはその機能はあまり発揮されていないようである。一方では、VCCIの建議書には、各産業の企業協会の声をそのまま伝達しているものが多く、企業協会を主導する大企業の声がより強く反映されているとみられる。

他方で、企業側の交渉プロセスに積極的に関与しようとする姿勢も乏しい。2013年11月、VCCIが34万社以上の会員を擁する120の企業協会を対象に行った調査からは、WTO加盟交渉時と比べTPPやEVFTAの交渉過程に企業がより積極的に関与したとの裏づけは得られない。TPPおよびEVFTAへの交渉に際し、意見表明を行わなかった企業協会は6割超、メディアやVCCIを通じた意見表明を行ったものは2割、交渉主管機関からの公文書を受けて意見表明を行ったもの、交渉主管機関が主催するワークショップや会議に参加して意見表明を行ったものはそれぞれ1割であり、WTO加盟交渉時とほぼ変わらなかった(Trung tâm WTO 2013)。

ただし、TPPやEVFTAが企業の命運に大きな影響を及ぼす繊維・縫製業では、大規模国有企業グループを中心に、直接かつ積極的な交渉プロセスへの関与がみられた。2006年の筆者のベトナム繊維・縫製協会(VITAS)への聞き取り調査では、WTO加盟交渉は政府の任務であるため、VITASが交渉に参加することはないが意見表明は行うとの見解が示された⁽²³⁾。これに対し、TPPおよびEVFTAの交渉では、繊維分野の交渉官はVITASから出ており、これは交渉団を構成する分野別交渉官のうち、政府機関に所属していない唯一の交渉官であったという⁽²⁴⁾。さらに、交渉を所轄する工商省は、繊維分野の交渉に際して

は、VITASの代表を交えて数々の非公開の会議やワークショップを実施した⁽²⁵⁾。VITASの会員は国有企業のみならず全所有形態の企業を含むが、2016年9月現在、VITASの主席は大規模国有企業グループであるベトナム繊維・縫製集団(Vinatex)の幹部が兼任しており、TPPやEVFTAに関するVITASの発言のほとんどがVinatex関係者によってなされていることから、VITASの方針にはVinatexの意向が反映されやすかったと推察される。

以上を総括すれば、国際通商協定への参加にあたっての企業との協議のしくみは制度化されたものの、交渉過程への実質的な関与は依然として国有企業を中心とした一部の大企業が中心だということになる。ベトナムでは、国際通商協定に対する方針は党・国家が決定することには変わりはなく、企業に意見表明を行う権利が与えられていたとしても、それが党・国家の方針に実質的な影響を及ぼす事態は想定しにくい。このような状況下では、企業は通商交渉を「政府の仕事」ととらえ、協議が形式的な手続きと化すのも無理からぬことである(Nguyễn Anh Tuấn 2016, 242)。しかし、ベトナムが野心的なFTAへの参加に乗り出したことによって、国際通商交渉の結果が企業の命運に与える影響は極めて大きなものとなっている。国際経済参入を経済発展の促進につなげるためには、交渉段階からの企業との実質的な連携の強化が求められよう。

(2) 企業間の平等な競争環境の整備

WTOは、無差別で自由な貿易、拘束性と透明性を通じた予見可能性の担保、公正な競争の促進、開発と経済改革の促進を基本原則として掲げている。なかでも、ある国に与えるもっとも有利な待遇を、他のすべての加盟国にも与えなければならないとする最恵国待遇の原則、および自国民や自国産品と同様の権利を相手国の国民や産品にも付与すべきとする内国民待遇の原則は、「差別のない貿易」というWTOの基本原則の根幹をなしている⁽²⁶⁾。

しかしながら、WTO加盟後のベトナムでは、国際経済参入に備えて国有企業を強化するという、無差別待遇や公正な競争の促進に逆行するともとらえられる動きが生じた。WTO加盟にあたっての施策を示した2007年の第10期第4回中央委員会総会決議(第3節1.参照)は、いくつかの国有企業を親子会社(持株会社)のモデルに従って活動し、国家が支配的に株式を所有する経済集団へ転換するとともに、重要な産業における大規模な国有企業を再編・刷新し、

効率と競争力を向上させ、国際経済参入における主力の役割を果たせるようにするという方針を掲げた。ここからは、輸入の増加や外資企業の参入に対抗すべく、競争力のある大規模国有企業グループを形成しようという意図が読み取れる。

国有企業のグループ化自体は、新たな試みではない。1990年代半ばには、「総公司」と呼ばれる企業グループが設立され、2000年代からの国際経済参入のなかで、国内および海外市場で競争力を発揮すべく一部の重要産業において国家経済集団を試験的に設立する方針は示されていた⁽²⁷⁾。しかし、2005年のVinatexの設立に始まり、総公司よりもさらに大規模で多角化の度合いが高い国有企業グループである国家経済集団が、試験的ながら相次いで設立された時期はWTO加盟と前後している。WTO加盟という「脅威」は、国家経済集団の設立に関する党指導部内での合意形成において触媒の役割を果たしたと指摘されている (Vu Thanh Tu Anh 2014)。

ところが、大規模な多角化国有企業グループは期待された役割を果たさなかったばかりか、ベトナム経済に深刻な影を落とすこととなった。子会社の設立を通じた不動産業や金融業などへの野放図な多角化や無謀な投資の拡大、杜撰なガバナンス、経営難といった問題がつぎつぎと露呈したのである。もっとも象徴的な事例は、ベトナム造船工業集団 (Vinashin)⁽²⁸⁾ である。Vinashinは造船産業振興策のもとで国の手厚い支援⁽²⁹⁾ を受け、船舶の輸出の拡大によって急速な成長を遂げているかにみえた。だが、リーマン・ショック後の世界的な需要減退を受けて財務状況が悪化し、2010年には海外の金融機関からの融資が返済不能となったことに加え、監査の結果、巨額の負債や数々の不正行為が発覚し、複数の元幹部が逮捕される事態となった。国としては子会社の売却や委譲を行い、規模を縮小して造船業に集中した組織へ再編することで再建を図る方針だが、進捗は遅れているようである。

国家経済集団や大規模総公司については、その独占的な地位によって市場における健全な競争が阻害されるという問題も浮上している。工商省傘下の競争管理局の報告書によれば、2010年に上位1社の市場シェアが50%を超えるセクター⁽³⁰⁾ は423のうち38あり、そのうち18セクターの首位企業は国有企業であった (Cục quản lý cạnh tranh 2012, 24)。

このような経緯を経て、企業間の競争環境の整備に向けた対応には変化が生

じつつある。総じて国有企業を強化する方針は後退し、所有形態を問わない企業間の平等な競争環境の整備に重点をおく方向へと舵が切られつつある。2011年の第13期第2回国会で採択された2011～2015年5カ年経済社会発展計画が、主要任務として経済構造の再編を掲げ、なかでも国家経済集団および総公司を中心とする国有企業の再編をひとつの柱⁽³¹⁾としたことが節目となっている。

2013年に出された国際参入についての政治局決議第22号は、国際経済参入に関し2007年の第10期第4回中央委員会総会決議の実施を継続する方針を示したが、国有企業についての言及はなく、具体的な施策としては、外国投資の誘致のための環境改善、公共投資の再編、国際公約の効果的な実施などを掲げるにとどまった。

2016年の第12回党大会の文献からは、平等な競争環境の整備に重点が移っていることが読み取れる。第1に、国家経済が主導的役割を維持するとしつつも、国有企業に対しては、再編を通じて市場経済下での効率を高め、与えられた任務を果たせるようにすることに重点がおかれる一方、私有経済については政治報告において「経済の重要な動力」として、従来よりも積極的な評価が与えられている。「2011～2015年経済・社会発展任務実現の結果の評価と2016～2020年経済・社会発展の方向性と任務に関する報告」においても、私有経済が強力に発展し、経済の競争力を向上できるような条件を整えること、私有企業が資本、土地、資源などに平等にアクセスできるよう、法律、メカニズム、政策を整備することなどの施策が挙げられた（DCSVN 2016）。

第2に、企業の健全な発展を促すための環境整備にかかわる国家の役割を明確に規定している。具体的には、資産の合法的な所有権と人々や企業が法律に従って自由に経営する自由を保護し、平等・安全・有利な投資・経営環境を創出し、独占を取り締まり、健全な競争政策を効率的・効果的に実施するという役割を果たすとの方針が示された。

ただし、こうした方針が実効性をともなうものとなるためには、国有企業の経営やガバナンスが実質的に変化する必要がある。肥大化した国有企業グループに対し実効性のある規律を課すことは困難となっており、海外企業の参入や輸入の拡大などの市場の圧力、先端的FTAの国際公約を通じた制度的圧力がどの程度の効果をもつのが注目される。

おわりに

本章では、2015年に大筋合意に至ったTPPとEVFTAというふたつの先端的なFTAへの参加に焦点を当てつつ、ベトナムの国際経済参入が新たな段階に入りつつあることを論じた。とくに、国際経済参入がこのような深化をみせた経緯や背景、近年の政策対応などについて考察した。

ベトナムの国際経済参入は、ASEAN加盟に始まり、BTAの締結、WTO加盟、そして「新世代のFTA」への参加を節目として段階的に進められてきた。国際通商関係において世界の大多数の国々と対等な位置を獲得することをねらったBTAの締結やWTO加盟と比べると、TPPやEVFTAに代表される先端的なFTAへの参加は大きな飛躍にみえる。しかしながら、本章の議論からは、それが段階的かつ連続的な国際経済参入の過程のなかに位置づけられることが浮き彫りにされた。

ASEAN加盟によって国際社会への復帰の足掛かりを築いてからわずか20年のうちに、段階的な変化の帰結として先端的なFTAへの参加が可能になった背景としては、次の2点が指摘できる。第1に、遅れてグローバル経済に参入したベトナムは、いわば本格的な国際経済参入の出発点につくために、発展途上国としては極めて高いハードルを越えねばならなかったことである。WTO加盟達成後のベトナムにとって、「新世代のFTA」への距離は大幅に縮まっていた。

第2に、先行する試みが経済状況や党指導者の認識に変化をもたらし、次なるステップに必要な条件を整える、というサイクルが繰り返されることで、国際経済参入が段階的進展を遂げたことが挙げられる。BTAがおおかたの予想を超える好影響をもたらしたことは、党内の「深い統合」への抵抗を緩和し、WTO加盟準備の加速へと向かわせた。WTO加盟後には、経済の不安定化に見舞われつつも、危機に陥ることなく緩やかな成長を回復したことに加え、新たに浮上した外交・安全保障上の課題への対処の必要性が、ベトナムを先端的なFTAへの参加へと駆り立てた。第12回党大会では、保守派とされるチョンが党書記長となったが、指導部内ではTPPとEVFTAへの参加を含む国際経済参入の継続については合意が維持されるに至っている。このような経緯から、ベト

ナムの国際経済参入は進化的な過程としてとらえられよう。

WTO加盟を経て、ベトナム経済に占める外国投資のプレゼンスは上昇しつつある。BTAの署名の是非をめぐる指導部内での対立にもみられるように、グローバル化が国有企業の役割にもたらす影響は常にベトナムにとってセンシティブな問題であり、WTO加盟後には、国有企業を強化する動きもみられた。直近では、企業間の平等な競争環境の創出に重点がおかれるようになっていることは注目されるが、実際に国有企業改革の加速や民間企業に対する経営環境の改善が進み、実効性をともなうものになるかどうかについては、今後の展開を注視していく必要がある。

【注】

- (1) ベトナムがWTO加盟のために新規に施行ないし改正しなければならなかった法規文書の数は500前後にものぼるとされる (Vu Thanh Tu Anh 2014, 5)。
- (2) 2007~2008年には輸出の30%近くにも及んだ (GSO various years)。
- (3) United Nations, *Commodity Trade Statistics Database*. にもとづき算出。
- (4) ここで挙げたほか、ベトナムよりも上位に位置するのはモルジブとスロバキアである。
- (5) たとえば、2013年の国際経済参入についての政治局決議第22号には、「上述の党の (WTO加盟を含む主体的かつ積極的な国際経済参入の) 方針の実現は、多くの成果をもたらし、経済社会発展に貢献し、国家の総合的な力を引き上げ……」という記述がある。
- (6) Nguyễn Tấn Dũng, “Hiệp định đối tác xuyên Thái Bình Dương, cơ hội và thách thức - hành động của chúng ta” (環太平洋パートナーシップ協定, 機会, 挑戦—我々の行動), *VGP News*, 2016年2月16日付け (<http://baochinhphu.vn/Cac-bai-phat-bieu-cua-Thu-tuong/Hiep-dinh-Doi-tac-xuyen-Thai-Binh-Duong-co-hoi-va-thach-thucHanh-dong-cua-chung-ta/247812.vgp>, 2016年12月14日閲覧)。
- (7) TPP交渉を指揮した工商省での聞き取り調査 (2016年6月28日)。
- (8) 2015年の1人当たりGDPは2088ドル (IMF推計値) で、2番目に低いペルーでも6021ドルと3倍近い開きがある (IMF, *World Economic Outlook Database*, April 2016 Edition, <https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2016/01/weodata/index.aspx>, 2016年5月23日閲覧)。
- (9) “Vi sao Việt Nam được mời tham gia TPP?” (なぜベトナムはTPP参加に招待されたのか), *Người đồng hành* (同行者), 2015年10月12日付け (<http://ndh.vn/vi-sao-viet-nam-duoc-moi-tham-gia-tpp--2015101111003684p4c145.news#>, 2016年12月14日閲覧)。
- (10) “Guide to the EU-Vietnam Free Trade Agreement” (http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2016/june/tradoc_154622.pdf, 2016年12月14日閲覧)。
- (11) EVFTAにおいて、労働、環境、気候変動、生物多様性などの新たな分野についての規

- 定は「貿易と持続可能な発展」の章に含まれており、技術支援や能力構築にかかわる条項も盛り込まれている。
- (12) United Nations, *Commodity Trade Statistics Database*.に基づき算出。
- (13) 在ベトナムEU代表団ウェブサイト (http://eeas.europa.eu/delegations/vietnam/eu_vietnam/political_relations/bilateral_relations/index_en.htm, 2016年12月14日閲覧)。
- (14) FTAカバー率はGSO (2015)に基づき算出。
- (15) たとえば、ズン首相の論説(注釈6)参照。
- (16) たとえば、TPPの国有企業章をめぐる交渉においてアメリカからの圧力が強まっていた2013年9月、ズン首相(当時)は訪問中のニューヨークにおいて、全交渉参加国に対して、ベトナムの低発展水準を考慮し柔軟な対応をとるよう要請したと述べている(*Thanh nien news*, 2013年9月30日付け, <http://www.thanhniennews.com/politics/vietnam-prime-minister-opens-door-to-foreign-investors-1087.html>, 2016年12月14日閲覧)。TPP交渉が大詰めを迎えた2015年の報道からも、とくにアメリカとの交渉において柔軟な対応や技術支援の要請が繰り返されていたことがわかる。
- (17) EVFTAの交渉終了にあたってのベトナム・EUの代表による声明 (http://europa.eu/rapid/press-release_STATEMENT-15-6217_en.htm, 2016年12月14日閲覧)。
- (18) 共産党中央の理論・政治誌である『*Tap chí cộng sản* (共産雑誌)』の2014年掲載の論文(Lê Mai Thanh 2014)。
- (19) 2016年10月時点では韓国がある。このほか、EUがFTAやEPAを交渉中である日本や一部のASEAN諸国についても、FTAが合意に達し、発効すれば対象となる可能性がある(Bộ công thương và MUTRAP 2016, 53)。
- (20) TPP協定は「採択し、維持する」、EVFTAは「尊重、促進、効果的に実施する」。具体的には、結社の自由および団体交渉権の効果的な承認、強制労働の禁止、児童労働の廃止、雇用および職業における差別の排除が含まれる。
- (21) “Việt Nam sẽ áp dụng cam kết TPP cho thêm 40 nước” (ベトナムはTPP公約を40カ国に追加で適用), *VGP News*, 2016年5月5日付け (<http://baohinhphu.vn/Kinh-te/Viet-Nam-sep-dung-cam-ket-TPP-cho-them-40-nuoc/253418.vgp>, 2016年12月14日閲覧)。
- (22) “Thủ tướng Nguyễn Xuân Phúc: Việt Nam là kinh tế hội nhập sâu rộng” (グエン・スアン・フック首相: ベトナムは深く国際参入する経済), *Lao động* (労働), 2016年11月16日付け (<http://laodong.com.vn/thoi-su-xa-hoi/thu-tuong-nguyen-xuan-phuc-viet-nam-la-nen-kinh-te-hoi-nhap-sau-rong-611846.bld>, 2016年12月14日閲覧)。
- (23) VITASでの筆者による聞き取り調査(2006年7月13日)。
- (24) VCCIのWTOセンターでの筆者による聞き取り調査(2016年6月27日)。
- (25) 工商省での筆者による聞き取り調査(2016年6月28日)。
- (26) WTOウェブサイト (https://www.wto.org/English/thewto_e/whatis_e/tif_e/fact2_e.htm, 2016年12月14日閲覧)。
- (27) たとえば2004年の第9期第3回中央委員会総会決議。

- (28) 経営上の問題が発覚した後の2010年11月に再編計画が承認され、2013年にベトナム造船工業総公司（SBIC）となった。
- (29) ニューヨーク証券取引所でのドル建て国債の発行で2005年に調達した7億5000万ドルを含む。
- (30) ベトナム標準産業分類（VSIC）4桁分類。
- (31) 残るふたつの柱は、公共投資を中心とした投資の再編と商業銀行システムを中心とした金融市場の再編である。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 石塚二葉・藤田麻衣 2016. 「2015年のベトナム——党大会を前に経済、外交面で成果——」
『アジア動向年報2016』アジア経済研究所 222-248.
- 片田さおり 2015. 「アメリカのTPP政策と日本」『国際問題』（644）33-44.
- 藤田麻衣 2006. 「ベトナムのWTO加盟への歩み——交渉の経緯と課題への対応——」坂田正三編『2010年に向けたベトナムの発展戦略——WTO時代の新たな挑戦——』アジア経済研究所 75-98.

<英語文献>

- CIEM (Central Institute for Economic Management) 2013. “Comprehensive Evaluation of Vietnam’s Socio-economic Performance Five Years after the Accession to the World Trade Organization.” ([http://www.eurochamvn.org/sites/default/files/uploads/pdf/E_Bao%20cao%205%20nam%20WTO%20\(bong%201\).pdf](http://www.eurochamvn.org/sites/default/files/uploads/pdf/E_Bao%20cao%205%20nam%20WTO%20(bong%201).pdf), 2016年12月26日閲覧).
- Elliott, David W. P. 2012. *Changing Worlds: Vietnam’s Transition from Cold War to Globalization*, New York: Oxford University Press.
- Fergusson, Ian F. and Bruce Vaughn 2009. “The Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement,” CRS Report for Congress, Congressional Research Service (http://www.sice.oas.org/TPD/TPP/Studies/USCongress2009_e.pdf, 2016年12月26日閲覧)
- Fukase, Emiko 2013. “Export Liberalization, Job Creation, and the Skill Premium: Evidence from the US–Vietnam Bilateral Trade Agreement (BTA),” *World Development* (41) January: 317-337.
- GSO (General Statistics Office) various years. *Statistical Yearbook of Vietnam*, Ha Noi: Statistical Publishing House (英越併記).
- IMF (International Monetary Fund) various years. *International Financial Statistics Yearbook*, Washington, D.C.: IMF.
- Manyin, Mark E. 2001. “The Vietnam-U.S. Bilateral Trade Agreement”, CRS Report for Congress, Congressional Research Service.
- Truong-Minh Vu and Nguyen Nhat-Anh 2014. “The Potential of the TPP for Vietnam,” *The Diplomat*,

September 4, 2014 (<http://thediplomat.com/2014/09/the-potential-of-the-tpa-for-vietnam/>, 2016年12月26日閲覧)

Vu Thanh Tu Anh 2014. “WTO Accession and the Political Economy of State-Owned Enterprise Reform in Vietnam,” *GEG Working Paper* 2014/92, University of Oxford.

<ベトナム語文献>

Bộ công thương và Dự án hỗ trợ chính sách thương mại và đầu tư của Châu Âu (MUTRAP) [工商省・欧州貿易投資政策支援プログラム]2016. “Hiệp định thương mại tự do Việt Nam – Liên Minh Châu Âu: Sổ tay cho doanh nghiệp Việt Nam” [ベトナム – EU自由貿易協定——ベトナム企業のためのマニュアル——] (http://www.trungtamwto.vn/sites/default/files/tpa/attachments/sach_sotay_doanh_nghiep.pdf, 2016年12月26日閲覧).

Cục quản lý cạnh tranh [競争管理局] 2012. *Báo cáo tập trung kinh tế Việt Nam 2012* [ベトナム経済集中度報告書 2012].

ĐCSVN (Đảng cộng sản Việt Nam) [ベトナム共産党]1996. *Văn kiện đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ VIII* [第8回全国代表大会文献], Hà Nội: NXB chính trị quốc gia.

——— 2001. *Văn kiện đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ IX* [第9回全国代表大会文献], Hà Nội: NXB chính trị quốc gia.

——— 2011. *Văn kiện đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ XI* [第11回全国代表大会文献], Hà Nội: NXB chính trị quốc gia.

——— 2016. *Văn kiện đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ XII* [第12回全国代表大会文献], Hà Nội: NXB chính trị quốc gia.

Lê Mai Thanh 2014. “Hiệp định đối tác kinh tế chiến lược xuyên Thái Bình Dương và tác động đối với Việt Nam” [環太平洋経済戦略パートナーシップ協定とベトナムに対する影響], *Tạp chí cộng sản* [共産雑誌] (864) 107-111.

Nguyễn Anh Tuấn 2016. *Hiệp định đối tác xuyên Thái Bình Dương (TPP) và tác động tới Việt Nam* [環太平洋パートナーシップ協定 [TPP] とベトナムへの影響], Hà Nội: NXB chính trị quốc gia.

Trung tâm WTO, Phòng thương mại và công nghiệp Việt Nam (VCCI) [ベトナム商工会議所 (VCCI) WTO センター] 2013. “Báo cáo nghiên cứu Giải pháp tăng cường hiệu quả tham vấn doanh nghiệp trong đàm phán các hiệp định thương mại tự do” [自由貿易協定の交渉における企業との協議の効果向上のための対策についての研究報告書] (http://www.trungtamwto.vn/sites/default/files/publications/bao_cao_nghien_cuu_giai_phap_tang_cuong_hieu_qua_tham_van_dn_trong_dam_pham_cac_fta.pdf, 2016年12月26日閲覧).

